

(証券コード3571)

2021年6月7日

株 主 各 位

愛知県一宮市籠屋五丁目1番1号

株式会社ソニー

取締役社長 上 田 康 彦

第150回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第150回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様の安全を最優先とし、株主総会当日のご出席は極力お控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

是非とも後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月22日（火曜日）午後5時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時

2. 場 所 愛知県一宮市栄3丁目1番2号

尾張一宮駅前ビル（iービル）7階 シビックホール

※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ウェブサイトにてご案内をいたします。株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第150期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第150期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 剰余金処分の件

以 上

本年度の株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【ご注意】

本定時株主総会は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、当社といたしまして、以下のとおりの対応をすることとなりますので、ご了承、ご協力をお願い申し上げます。

- ・株主様の安全を最優先とし、株主総会当日のご出席は極力お控えいただくとともに書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ・本総会にご出席される場合は、マスクの着用をお願いいたします。着用されない場合は、ご出席をお断りすることがあります。
- ・来場された株主様が体調不良と見受けられた場合、ご出席をお断りすることがあります。
- ・会場の座席間隔を広く確保するため、十分な座席数を確保できずご着席いただけない場合またはご入場いただけない場合があります。
- ・以上のほか、総会日時点において必要な新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じてまいります。

-
1. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sotoh.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が拡大し収束が見えない中で、緊急事態宣言による営業時間短縮や外出自粛により、個人消費を中心に経済活動が停滞したことで、国内経済は極めて厳しい状況となりました。

繊維産業におきましては、前期の消費税増税による消費の落ち込みが懸念された中において、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛、商業施設の休業や営業時間短縮の影響等により特にファッション衣料消費が大幅に落ち込み、現状も新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況にあり、依然として極めて厳しい市場環境が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループは、優れた感性と技術で新しい「価値」を創造し、市場領域の拡大とグローバル展開を図り、安定的・持続的成長の実現を目指しております。

当連結会計年度の経営成績は、ファッション衣料消費の落ち込みの影響を大きく受け、売上高75億4千5百万円（前連結会計年度比32.7%減）、営業損失6億3千4百万円（前連結会計年度は営業利益1億9千3百万円）、経常損失4億6千7百万円（前連結会計年度は経常利益3億5千8百万円）、将来の課税所得及び繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産の一部を取り崩し、法人税等調整額として2億9千2百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失8億3千1百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失9千7百万円）となりました。

当社グループにおける各事業分野の概況は次のとおりであります。

[染色加工事業]

前期の暖冬の影響により、当期の秋冬物の受注減が懸念されていた中で、新型コロナウイルス感染症による百貨店等の休業、営業時間短縮や衣料消費の低価格志向の影響を受け受注が大幅に減少いたしました。特にメンズ製品を中心に織物の落ち込みが大きく、ニットはわずかながら回復の兆しがうかがえたものの、織物が22億7千7百万円（前連結会計年度比39.0%減）、ニットが22億2千6百万円（前連結会計年度比32.0%減）となり、売上高45億3百万円（前連結会計年度比35.8%減）、営業損益につきましては、労務費や設備費などの固定費の削減を図ってまいりましたが、大幅な売上減少の影響により、営業損失8億7千2百万円（前連結会計年度は営業損失1億5千3百万円）となりました。

[テキスタイル事業]

前期の消費税増税や暖冬の影響により厳しい市場環境が予想される中で、染色加工事業と同様に、新型コロナウイルス感染症により市場が大きく低迷した影響により、売上高25億9百万円（前連結会計年度比31.9%減）、営業損失1億7千4百万円（前連結会計年度は営業損失6千5百万円）となりました。

[不動産事業]

売上高5億3千2百万円（前連結会計年度比1.2%増）、営業利益4億1千1百万円（前連結会計年度比0.4%減）となりました。

企業集団の報告セグメント別売上高

事業別	売上高
染色加工事業	4,503百万円
テキスタイル事業	2,509百万円
不動産事業	532百万円

(2) 資金調達状況

当連結会計年度中において新株発行、社債発行等特別な資金調達は行っておりません。

(3) 設備投資等の状況

- ①当連結会計年度中に完成した主要設備等
設備投資の総額は10億4千2百万円であり、染色加工事業4億5千9百万円、テキスタイル事業7百万円、不動産事業5億7千4百万円であります。
- ②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
生産能力に重要な影響を及ぼす継続中の主要設備の新設、拡充はありません。
- ③重要な固定資産の売却、撤去、滅失
生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去、災害等による滅失はありません。

(4) 対処すべき課題

繊維産業とりわけファッション衣料分野におきましては、消費動向が「モノからコト」に変化し消費の低迷が続くと予測され、また当業界においては2022年3月期も新型コロナウイルス感染症による影響が続くものと思われ、先行きにつきましても極めて予測が困難な状況となっております。

また、繊維産業におきましては、かねてよりアパレル業界における大量生産に伴う製品の大量廃棄が、SDGsの観点から構造的な社会問題となっており、今後新型コロナウイルス感染症が収束し市場が回復したとしても、以前のような生産状況には戻ることとはないと推測しております。

このような環境が予測される中で、当社グループといたしましては、引き続き染色加工とテキスタイル事業の連携を強化し、市場ニーズに沿った差別化加工の開発・提案を積極的に推し進め、スポーツ・インナー・ユニフォーム素材の受注・生産に注力して事業領域の拡大を図るとともに、生産性向上とコストダウンにより利益の確保を図ってまいります。

このようなグループ戦略やSDGsにおける環境問題への対応を踏まえて、当社グループの染色加工事業におきまして、2022年3月期から2023年3月期の2期に渡り現状レベルの生産能力を落とすことなく工場集約を実施し、省エネ・節水を図ってまいります。さらに、工場集約に伴う環境負荷低減等を目的とした設備投資を実施し、この投資を当社の成長戦略であるスポーツ・インナー・ユニフォーム素材を中心とした事業領域の拡大につなげてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 第147期	2018年度 第148期	2019年度 第149期	2020年度 第150期(当期)
売 上 高(千円)	10,704,593	11,224,985	11,219,207	7,545,390
経常利益又は経常損失(△)(千円)	430,799	383,294	358,176	△467,074
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	305,253	180,251	△97,755	△831,869
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	23.99	14.16	△7.68	△65.36
総 資 産(千円)	18,273,192	17,367,023	16,362,649	15,616,784
純 資 産(千円)	15,421,272	14,585,117	13,746,362	12,949,942

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
日 本 化 繊 株 式 会 社	150百万円	100%	繊維製品の染色加工
株式会社ソトージェイテック	25百万円	100%	テキスタイルの製造及び販売
株式会社Jファブリック・インターナショナル	97百万円	100%	テキスタイルの企画及び販売
兒 玉 毛 織 株 式 会 社	10百万円	100%	テキスタイルの企画及び販売
株式会社バーンズファクトリー	10百万円	51%	衣料品等の製造及び販売
ソ ト ー 商 事 株 式 会 社	10百万円	100%	染色加工用原料及び補助材料 の仕入、販売
ソ ト ー 興 産 株 式 会 社	10百万円	100%	染色加工業務の一部請負

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
染色加工事業	織物、編物等各種繊維製品の染色加工
テキスタイル事業	各種繊維製品の製造、販売
不動産事業	量販店に対する店舗の賃貸等

(8) 主要な事業所

① 当社

名称	所在地
本社	愛知県一宮市
第一事業部	同上
一宮事業部	同上
テキスタイル管理部	同上

② 子会社

名称	所在地
日本化繊株式会社	愛知県一宮市
株式会社ソトージェイテック	岐阜県安八郡輪之内町
株式会社Jファブリック・インターナショナル	東京都渋谷区
兒玉毛織株式会社	愛知県津島市
株式会社バーンズファクトリー	東京都練馬区
ソトー商事株式会社	愛知県一宮市
ソトー興産株式会社	同上

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
568名	109名減

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,726,672株 (自己株式1,207,085株を除く)
- (3) 株主数 4,675名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社ダイドーリミテッド	1,295千株	10.17%
日本毛織株式会社	1,167	9.17
株式会社トーア紡コーポレーション	550	4.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	492	3.86
ミソノサービス株式会社	341	2.68
株式会社三菱UFJ銀行	312	2.45
株式会社ダイドーフォワード	300	2.35
タキヒヨー株式会社	245	1.92
明治安田生命保険相互会社	221	1.74
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	220	1.72

- (注) 1. 持株比率は、自己株式1,207千株を控除して計算しております。
2. 持株比率のパーセントは、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 常務取締役	上 田 康 彦 濱 田 光 雄	営業本部長兼テキスタイル管理担当 株式会社Jファブリック・インターナショナル代表取締役
取 締 役	棚 橋 宣 文	第一事業部長兼同事業部生産部長兼技術管理担当
取 締 役	小 澤 活 人	経営管理部長
取 締 役	高 塚 良 司	株式会社メネルジア経営戦略室室長
取 締 役	吉 野 哲	株式会社シューズセレクション取締役COO
常勤監査役	吉 田 清	
監 査 役	矢 崎 信 也	ひのき綜合法律事務所 弁護士 株式会社NITTOH社外監査役 株式会社サカイホールディングス社外取締役
監 査 役	山 下 佳代子	山下公認会計士事務所代表者 公認会計士 株式会社FUJI社外監査役

- (注) 1. 取締役高塚良司、吉野哲の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役矢崎信也、山下佳代子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役矢崎信也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役山下佳代子氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役高塚良司、吉野哲の両氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取 締 役	左高宏光	技術管理担当兼一宮事業部長	2020年6月24日

(注) 取締役左高宏光氏は、任期満了による退任であります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1. 取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の役員報酬は、株主総会で決議された報酬総額の枠内において決定しております。報酬総額は、1995年6月29日開催の第124回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額1億2千万円以内、監査役の報酬額を年額4千万円以内と決議しております。役員報酬は、取締役については固定報酬と賞与、監査役については固定報酬により構成されております。取締役の報酬等の額の決定過程において、固定報酬については、それぞれの職責、社員の給与水準等を総合的に勘案し、賞与については期毎の連結営業利益をベースとした成果を反映させ、取締役社長が内容を検討、協議した結果に基づき、取締役会で決定しております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額（千円）	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		固定報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	43,320 (6,000)	43,320 (6,000)	— (—)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	15,375 (6,000)	15,375 (6,000)	— (—)	3 (2)

(注) 1. 上記には、2020年6月24日開催の第149回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬等が含まれております。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係（2021年3月31日現在）

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	高塚良司	株式会社メネルジア	経営戦略室 室長	当社と株式会社メネルジアとの間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	吉野 哲	株式会社シューズセレクション	取締役COO	当社と株式会社シューズセレクションとの間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	矢崎信也	株式会社NITTOH	社外監査役	当社と株式会社NITTOHとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社サカイホールディングス	社外取締役	当社と株式会社サカイホールディングスとの間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	山下佳代子	株式会社FUJI	社外監査役	当社と株式会社FUJIとの間に重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	高塚良司	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、主に企業経営的な見地から中立かつ客観的な観点の発言をしております。
社外取締役	吉野 哲	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、主に企業経営的な見地から中立かつ客観的な観点の発言をしております。
社外監査役	矢崎信也	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、主に企業法務的な見地から中立かつ客観的な観点の発言をしております。
社外監査役	山下佳代子	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、主に会計的・税務的な見地から中立かつ客観的な観点の発言をしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	21百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務） に対する報酬	一百万円
合計	21百万円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

21百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業倫理、法令遵守の基本姿勢を明確にするためコンプライアンス規程を制定する。

当社は、代表取締役を議長とする経営会議にて、当社グループのコンプライアンス全体を統括すると同時に、当社グループの役員及び社員等に教育・研修を行い周知徹底する。

当社グループの役員及び社員等が、法令及び定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程に従い適切に保存及び管理を実施し、必要に応じて運用状況の検証、見直しを行う。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程により当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定める。

当社の経営会議において、責任部署毎のリスク管理の状況を把握し、当社グループのリスク管理の進捗状況を当社取締役会に報告する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社定例取締役会を月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

当社取締役会の機能をより強化し当社グループの経営効率を向上させるため、当社の代表取締役、取締役、常勤監査役、当社子会社代表取締役及び当社代表取締役が指名する者で構成する経営会議を原則週1回行い、重要事項を審議、検討し必要に応じて当社臨時取締役会を開催する。

当社グループの中期経営計画及び各年度予算を立案し、当社グループの目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体案を立案、実行する。

当社の組織規程及び当社グループの職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

(5) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の経営会議において、当社グループのコンプライアンスを統括・推進し、その状況を当社取締役会に報告する。

当社子会社の役員及び社員等に対するコンプライアンス・リスク管理については、当社同様の教育・研修を通じ指導する。

当社は、当社子会社に取締役または監査役を派遣するとともに、当社子会社から事業内容の報告を毎月受けるとともに、当社子会社の重要案件についての事前協議を行う。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する体制並びに当社の監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

当社は、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとする。

なお、当該使用人の任命・異動等に関しては監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

また、当該使用人は当社監査役の指示命令のみを実行するものとし、他の指図を受けないものとする。

(7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人等は、職務執行に関し重大な法令、定款違反及び不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社監査役に報告する。

なお、当該報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

(8) 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する体制

当社は、監査役がその職務の執行について生じた費用を請求した場合には、速やかに当該費用等を処理する。

(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社常勤監査役は、当社及び当社子会社の取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議やその他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役または使用人等にその説明を求めることとする。

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するための内部統制強化を目的として「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定め、内部統制システムの整備及び運用を行う。

(11) 反社会的勢力を排除するための体制

当社グループ全ての役職員が守るべきコンプライアンス規程において、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力に係る対応について規定し、反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、業務の適正を確保するための体制について、当事業年度において適切な運用を行っております。運用状況の概況は以下のとおりであります。

(1) 取締役の業務執行の体制

当社グループは、取締役会を月1回開催し、経営会議を週1回開催することで重要事項を審議、検討しております。

なお、当社の組織規程及び当社グループの職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、職務の執行が効率的に行われる体制を構築しております。

(2) リスク管理体制

当社グループは、企業倫理、法令遵守の基本姿勢を明確にするためコンプライアンス規程を制定しております。

当社は、代表取締役を議長とする経営会議において、当社グループのコンプライアンス全体を統括すると同時に、当社グループの役員及び社員等に教育・研修を行い周知徹底しております。

また、当社グループはリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、責任部署毎のリスク管理の状況を把握し、当社グループのリスク管理の進捗状況を当社取締役会に報告しております。

(3) 監査役の職務執行

当社常勤監査役は、当社及び当社子会社の取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議やその他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役または使用人等にその説明を求めております。

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

(4) 内部監査

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するための内部統制強化を目的として「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定めております。

内部監査室は内部監査計画書に基づき、財務報告に係る内部統制の評価に関して、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制の評価を行ったうえで、重要な事業拠点の業務プロセスの評価を実施し、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。また、1株当たりの当期純利益及びその他比率については、表示単位未満を四捨五入して記載しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	5,110,652	流動負債	1,182,281
現金及び預金	2,574,441	支払手形及び買掛金	430,762
受取手形及び売掛金	1,369,895	1年内返済予定の長期借入金	3,000
有価証券	100,740	リース債務	8,251
完成品	272,527	未払法人税等	20,646
仕掛品	351,243	未払費用	180,898
原材料及び貯蔵品	270,614	1年内返還予定の預り保証金	136,890
その他	178,180	その他	401,832
貸倒引当金	△6,990	固定負債	1,484,560
固定資産	10,506,131	長期借入金	138,250
有形固定資産	4,423,345	リース債務	22,004
建物及び構築物	1,280,237	退職給付に係る負債	722,476
機械装置及び運搬具	1,160,246	長期預り保証金	157,589
土地	1,928,153	繰延税金負債	380,940
建設仮勘定	3,160	資産除去債務	63,300
その他	51,547	負債合計	2,666,841
無形固定資産	56,246	(純資産の部)	
その他	56,246	株主資本	12,358,868
投資その他の資産	6,026,540	資本金	3,124,199
投資有価証券	5,140,301	資本剰余金	1,341,568
退職給付に係る資産	486,671	利益剰余金	9,255,428
繰延税金資産	168,932	自己株式	△1,362,327
その他	258,573	その他の包括利益累計額	591,073
貸倒引当金	△27,939	その他有価証券評価差額金	561,845
		退職給付に係る調整累計額	29,227
		純資産合計	12,949,942
資産合計	15,616,784	負債純資産合計	15,616,784

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科 目	金	額
	千円	千円
売上高		7,545,390
売上原価		7,258,528
売上総利益		286,862
販売費及び一般管理費		921,760
営業損失		634,897
営業外収益		
受取利息及び配当金	133,765	
投資事業組合運用益	6,942	
その他の営業外収益	32,582	173,290
営業外費用		
支払利息	838	
その他の営業外費用	4,628	5,466
経常損失		467,074
特別利益		
固定資産売却益	1,805	
補助金収入	8,744	
投資有価証券売却益	82,267	92,817
特別損失		
固定資産処分損失	7,376	
減損損失	93,693	
事業整理損失	30,818	
その他	5,700	137,588
税金等調整前当期純損失		511,844
法人税、住民税及び事業税	27,410	
法人税等調整額	292,615	320,025
当期純損失		831,869
親会社株主に帰属する当期純損失		831,869

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,124,199	1,341,568	10,443,648	△1,362,223	13,547,193
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△356,349		△356,349
親会社株主に帰属する当期純損失			△831,869		△831,869
自 己 株 式 の 取 得				△104	△104
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△1,188,219	△104	△1,188,324
当 期 末 残 高	3,124,199	1,341,568	9,255,428	△1,362,327	12,358,868

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	232,067	△32,898	199,169	13,746,362
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△356,349
親会社株主に帰属する当期純損失				△831,869
自 己 株 式 の 取 得				△104
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	329,778	62,126	391,904	391,904
当 期 変 動 額 合 計	329,778	62,126	391,904	△796,419
当 期 末 残 高	561,845	29,227	591,073	12,949,942

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

日本化繊株式会社、株式会社ソトージェイテック、株式会社Jファブリック・インターナショナル、兒玉毛織株式会社、株式会社バーンズファクトリー、ソトー商事株式会社、ソトー興産株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの 総平均法に基づく原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②たな卸資産

先入先出法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

③デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。不動産賃貸資産については主として賃貸期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、少額な場合を除き5年間で均等償却しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

染色加工売上高は原則として加工完了基準によって計上しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 追加情報

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当社グループの業績に売上高減少等の影響が生じており、現状も新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況にあります。

当社グループにおきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が続き、翌連結会計年度末に向けて緩やかに回復するものと仮定して、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 21,491,746千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式（株）	13,933,757	—	—	13,933,757

2. 自己株式の種類及び株式数

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式（株）	1,206,964	121	—	1,207,085

3. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	190,901	15.00	2020年3月31日	2020年6月25日
2020年11月11日 取締役会	普通株式	165,447	13.00	2020年9月30日	2020年12月1日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
(予定)

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	165,446	13.00	2021年3月31日	2021年6月24日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金、株式、債券及び投資事業組合に対する出資等により行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、有価証券及び投資有価証券は主として株式、債券及び投資事業組合に対する出資であり、上場有価証券については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引については、外貨建債権債務等の範囲内で個別的に利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	2,574,441	2,574,441	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,369,895	1,369,895	—
(3) 有価証券及び 投資有価証券 其他有価証券	5,081,109	5,081,109	—
(4) 支払手形及び買掛金	(430,762)	(430,762)	—
(5) 長期預り保証金	(157,589)	(156,788)	800

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引金融機関から提示された価格、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期預り保証金

長期預り保証金の時価の算定は、その予想される将来キャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額159,932千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、愛知県一宮市その他の地域において、量販店等に対し、土地・建物等を賃貸しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
797,252	5,619,702

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,017円54銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 65円36銭 |

重要な後発事象に関する注記

重要な設備投資

1. 設備投資の内容及び目的

当社は、2021年5月10日開催の取締役会において、当社グループの経営資源を効率的に活用して生産性を向上させるとともにコストの削減を図るため、染色加工事業における現状の子会社を含めた3事業部4工場体制を当社一宮工場移設による3事業部3工場体制に集約すること及び環境負荷低減を中心とした設備投資を行うことを決議いたしました。

移設費用及び設備投資予定額は、約12億6千万円であります。

2. 設備の導入時期

2021年5月より移設先の工場整備を行い、工場稼働を継続しながら今後の生産活動に支障をきたすことなく、一宮工場の機械設備等の移設による集約を行い、2022年12月の完了を予定しております。

3. 当該設備投資が営業・生産活動に及ぼす重要な影響

当該工場集約及び設備投資による生産能力への影響は軽微であります。当社グループ全体で年間約2億6千万円のコストの削減を見込んでおります。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	2,873,658	流動負債	665,624
現金及び預金	1,687,251	買掛金	155,444
受取手形	163,508	1年内返還予定の預り保証金	136,890
売掛金	491,777	未払金	207,148
有価証券	100,740	未払法人税等	16,999
完成品	53,487	未払費用	104,059
仕掛品	119,089	その他	45,083
原材料及び貯蔵品	116,122	固定負債	1,145,807
その他	141,890	退職給付引当金	583,954
貸倒引当金	△210	長期預り保証金	157,589
固定資産	10,062,740	繰延税金負債	352,663
有形固定資産	3,611,836	資産除去債務	51,600
建物	748,831	負債合計	1,811,432
構築物	136,490	(純資産の部)	
機械及び装置	708,703	株主資本	10,566,083
車両運搬具	1,963	資本金	3,124,199
工具、器具及び備品	30,702	資本剰余金	1,348,828
土地	1,982,284	資本準備金	359,224
建設仮勘定	2,860	その他資本剰余金	989,604
無形固定資産	17,125	利益剰余金	7,455,383
電話加入権	5,063	利益準備金	421,825
その他	12,062	その他利益剰余金	7,033,557
投資その他の資産	6,433,778	固定資産圧縮積立金	245,074
投資有価証券	5,032,058	特別償却準備金	16,188
関係会社株式	797,440	繰越利益剰余金	6,772,294
その他	606,516	自己株式	△1,362,327
貸倒引当金	△2,237	評価・換算差額等	558,883
		その他有価証券評価差額金	558,883
		純資産合計	11,124,967
資産合計	12,936,399	負債純資産合計	12,936,399

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売上高		4,081,352
売上原価		3,780,429
売上総利益		300,923
販売費及び一般管理費		471,579
営業損失		170,655
営業外収益		
受取利息及び配当金	129,093	
その他の営業外収益	25,966	155,060
営業外費用		
有形売却損	7	
その他の営業外費用	3,459	3,466
経常損失		19,061
特別利益		
固定資産売却益	885	
補助金収入	8,744	
投資有価証券売却益	82,003	91,633
特別損失		
固定資産処分損	5,758	
減損損失	29,839	
事業整理損	30,818	
その他	5,700	72,117
税引前当期純利益		454
法人税、住民税及び事業税	9,268	
法人税等調整額	293,941	303,209
当期純損失		302,754

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	3,124,199	359,224	989,604	421,825	257,975	32,377	7,402,309
当 期 変 動 額							
固定資産圧縮積立金の取崩額					△12,900		12,900
特別償却準備金の取崩額						△16,188	16,188
剰余金の配当							△356,349
当 期 純 損 失							△302,754
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	△12,900	△16,188	△630,014
当 期 末 残 高	3,124,199	359,224	989,604	421,825	245,074	16,188	6,772,294

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△1,362,223	11,225,291	240,548	11,465,840
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩額		—		—
特別償却準備金の取崩額		—		—
剰余金の配当		△356,349		△356,349
当 期 純 損 失		△302,754		△302,754
自己株式の取得	△104	△104		△104
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			318,335	318,335
当期変動額合計	△104	△659,208	318,335	△340,873
当 期 末 残 高	△1,362,327	10,566,083	558,883	11,124,967

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 総平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの 総平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産

先入先出法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。不動産賃貸資産については主として賃貸期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を、それぞれ発生の翌期より費用処理しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

染色加工売上高は原則として加工完了基準によって計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当社の業績に売上高減少等の影響が生じており、現状も新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況にあります。

当社におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が続き、翌事業年度末に向けて緩やかに回復するものと仮定して、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)	17,364,450千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	32,570千円
関係会社に対する短期金銭債務	84,549千円
3. 保証債務	
関係会社の仕入債務及びリース債務等に対し、保証を行っております。	
(株)ソトージェイテック	30,255千円
(株)Jファブリック・インターナショナル	4,478千円
4. 有形固定資産より控除されている保険差益に基づく圧縮記帳累計額	39,055千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	196,695千円
仕入高等	896,270千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	1,207,085株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払賞与	22,962千円
退職給付引当金	56,365千円
繰越欠損金	15,481千円
その他	280,843千円
小計	375,651千円
評価性引当額	△375,651千円
繰延税金資産合計	一千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△240,321千円
固定資産圧縮積立金等	△112,342千円
繰延税金負債合計	△352,663千円
繰延税金負債の純額	△352,663千円

関連当事者との取引に関する注記

(子会社等)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	議決権の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ソトー商事㈱	愛知県一宮市	10,000	100.0	役員兼任 材料等の仕入	材料等の仕入	603,240	買掛金 及び 未払金	61,789

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記会社からの材料等の仕入については、双方協議の上で合理的に決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含んでおりません。買掛金及び未払金残高には消費税等を含めております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 874円15銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 23円79銭 |

重要な後発事象に関する注記

重要な設備投資

1. 設備投資の内容及び目的

当社は、2021年5月10日開催の取締役会において、当社グループの経営資源を効率的に活用して生産性を向上させるとともにコストの削減を図るため、染色加工事業における現状の子会社を含めた3事業部4工場体制を当社一宮工場移設による3事業部3工場体制に集約すること及び環境負荷低減を中心とした設備投資を行うことを決議いたしました。

移設費用及び設備投資予定額は、約12億6千万円であります。

2. 設備の導入時期

2021年5月より移設先の工場整備を行い、工場稼働を継続しながら今後の生産活動に支障をきたすことなく、一宮工場の機械設備等の移設による集約を行い、2022年12月の完了を予定しております。

3. 当該設備投資が営業・生産活動に及ぼす重要な影響

当該工場集約及び設備投資による生産能力への影響は軽微であります。当社グループ全体で年間約2億6千万円のコストの削減を見込んでおります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月28日

株式会社 ソ ト ー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新家 徳子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 昌紀 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソトーの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソトー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月28日

株式会社 ソ ト ー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新 家 徳 子 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 昌 紀 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソトーの2020年4月1日から2021年3月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第150期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

	株式会社ソトー	監査役会	
常勤監査役	吉	田 清	⑩
社外監査役	矢	崎 信也	⑩
社外監査役	山	下 佳代子	⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。

当期の配当につきましては、安定的、継続的に行うことを目指してDOE（連結純資産配当率）2.5%を目標とし、これに基づき当期の1株当たり年間配当金を26円とさせていただきたいと存じます。なお、期末配当金につきましては中間配当金1株当たり13円を控除した13円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円 総額165,446,736円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月24日

以 上

